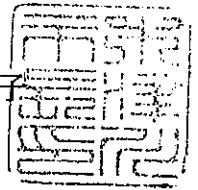


木津川市公告第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年4月8日

木津川市長 河井 規子



1 施行者の名称

京都府

2 都市計画事業の種類及び名称

相楽都市計画道路事業3・1・17号東中央線及び3・5・13号木津加茂線

3 事業施行期間

平成23年3月29日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

木津川市大字木津小字初田、大字鹿背山小字青淵、鹿背山青淵、鹿背山鹿口、鹿背山西大平、鹿背山西大平、鹿背山東大平、鹿背山当田、鹿背山塩田、木津東小林、木津白口、山城町上狛森ノ前及び山城町上狛洞ヶ谷地内

(2) 使用の部分

なし

5 図書の写しの縦覧場所

木津川市役所建設部都市計画課